

|             |
|-------------|
| 審 議 結 果 速 報 |
|-------------|

|            |
|------------|
| (令和6年7月3日) |
|------------|

# 陳情6年危機管理第18号

鳥 取 県 議 会

## 陳 情 審 議 結 果

令和 6 年 6 月 定例会

## 陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

| 受理番号及び<br>受 理 年 月 日  | 所 管     | 件 名                            | 議決結果                |
|----------------------|---------|--------------------------------|---------------------|
| 6年－18<br>( R6.6.11 ) | 危 機 管 理 | 複合災害に対応した原子力災害対策指針の見直しを国に求める陳情 | 不 採 択<br>( R6.7.3 ) |

## ▶陳情事項

令和 6 年能登半島地震の現状を踏まえると、深刻な複合災害が起きた場合、現状の原子力災害対策指針に従うだけでは、「緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的な影響を回避し又は最小化するため、確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとする」という本来の目的を果たすことは困難である。地方自治体の実効性のある具体的な避難計画を作成するために、指針の見直しを検討するよう国に意見書を提出すること。

## ▶所管委員長報告（R6. 7. 3 本会議）会議録暫定版

原子力災害対策指針は、原子力規制委員会が福島第一原発事故の教訓や国際基準に則り作成し、科学的合理性を有しているとされていること。

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針における防護措置の考え方は、避難と屋内退避等を適切に組み合わせることにより、被ばく線量の低減と被ばく以外の健康等への影響を抑えることができるものであり、能登半島地震を受けて、複合災害における対応、防護措置の基本的な考え方を変えるものではないことから、変更は必要ないとしていること。

本県の地域防災計画・避難計画は、原子力災害対策指針に則り、複合災害を前提として作成しており、本県の計画を含む「島根地域の緊急時対応」は、国の原子力防災会議において了承され、一定の実効性があるものとして認められていること。

県、米子市、境港市は能登半島地震を踏まえ、「島根地域の緊急時対応」は、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性が担保されていると考えるのか、また本県避難計画の改定の必要性の有無等について、本年 4 月に内閣府等に申入れを行っており、今後も、国等の検証や議論等を注視し、必要に応じて本県の原子力防災対策に反映させていくとしていること。

以上のことから、本件陳情について本県議会として国への意見書提出が必要とは考えられないため、「不採択」とすべきものと決定いたしました。

### ▶陳情理由

令和6年1月1日に、石川県能登地方を震央とするマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県志賀町で最大震度7が観測された。これは、石川県の地域防災計画の想定を上回っていた。

この地震により、志賀原子力発電所周辺地域では、家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起など想定外の被害が広がり、火災により焼失した地域もあった。特に、能登半島北部地域では、5か月経た今もなお、断水等が続く状況にあり、復旧作業が困難な状況が続いている。

一方、原子力規制委員会の山中伸介委員長は、「屋内退避と避難、この2つをうまく組み合わせていくことで原子力災害に対して対応していく」として、原子力災害対策指針の見直しをする必要がないとしている。しかし、能登半島地震の状況から考えて、今の指針の下では、鳥取県民のために実効性のある避難計画を作成するのは困難であると考ええる。例えば、原子力災害対策指針に沿った放射線防護が困難な事例として、次のようなものが考えられる。

- 1 屋内退避や避難の際に目安となるモニタリングポストで通信障害が生じ、測定値が表示されない。また、多くの住民の携帯電話も不通となり、防災行政無線も停電等で使えない。さらに、道路の状況から放射性物質の移動計測や広報車が走れない。この場合、屋内退避・避難・安定ヨウ素剤の配布、服用等の指示ができない。
- 2 原発から30km内の地域（UPZ圏内）では、屋内退避が基本とされているが、家屋が倒壊・焼失した場合は不可、半壊・一部損壊の家屋では十分な放射線防護の効果は期待できない。コンクリート屋内退避施設も入居人数には限りがある。また、断水・停電の地域の建物内でどれだけの期間の屋内退避ができるのかも不明である。
- 3 避難が必要な事態となっても、道路状況等により移動が難しい場合。さらに、高齢者・障がい者など在宅の避難行動要支援者の場合は、移動が困難であり、屋内退避も避難も大変深刻な状況に置かれる可能性がある。
- 4 複合災害が生じた場合、被災自治体では職員自身が被災しており、自然災害の対応さえも人手が不足する事態が生じる時、同時に原子力災害対策の対応が十分にできるとは思えない。人命救助にあたる消防・警察も、OIL1（ $500\mu\text{Sv/h}$ ）、OIL2（ $20\mu\text{Sv/h}$ ）など高線量下の原子力災害時では、速やかな救助活動ができない可能性がある。NPO等の民間ボランティア団体も原子力災害時では救助・支援活動はできない。複合災害の下では、人命救助と放射線防護の両立は困難である。

鳥取県・米子市・境港市の3者は連名で、能登半島地震を受けて、懸念される原子力災害対策について、令和6年4月5日には、原子力規制委員会・内閣府・経済産業省に対して、照会をしている。この際、平井伸治鳥取県知事は、「避難路が途絶したり、実際家の中に逃げ込めないということになって、現場が対応できない時に国がちゃんと面倒を見てくれるのか、この辺については政府の姿勢をお伺いしない限り、私どもとしてこの島根原子力発電所に向き合うことができない」と述べている。また、同年5月23日には、全国の立地自治体首長、同月28日には、立地自治体議会議長からも国に同様の要請が行われている。鳥取県議会としても、県民の命と暮らしを守るために、国に対して説明を求める意思を示していただきたい。

### ▶提 出 者

原子力防災を考える県民の会

## 現 状 と 県 の 取 組 状 況

危機管理部（原子力安全対策課）

## 【現 状】

- 1 令和6年1月の能登半島地震では、志賀原子力発電所において原子力災害は発生しなかったものの、道路の寸断や家屋の倒壊、モニタリングポストの欠測や放射線防護対策施設の損傷等が発生した。
- 2 原子力規制委員会は、原子力災害対策指針における防護措置の考え方は、避難と屋内退避等を適切に組み合わせることにより、被ばく線量の低減と被ばく以外の健康等への影響を抑えることができるものであり、能登半島地震を受けて、原子力防災対策指針における複合災害における対応、防護措置の基本的な考え方を変えるものではないことから、変更は必要ないとしている。
- 3 一方で、本年1月13日に宮城県女川地域で行われた原子力規制委員会委員長との意見交換において地元自治体から出された意見等から、原子力規制委員会では、「屋内退避の最も効果的な運用」を検討するため、屋内退避の対象範囲及び実施期間、屋内退避の解除又は避難等の切替え等について検討を進め、今年度内に検討結果を取りまとめることとしている。

## 【県の取組状況】

- 1 本県の地域防災計画・避難計画は、原子力災害対策指針に則り、複合災害を前提として作成し、これまで原子力防災訓練等で検証し、一定の実効性を確保しているところ。また、本県の計画を含む「島根地域の緊急時対応」は、令和3年9月に国の原子力防災会議において原子力災害対策指針等に照らし具体的かつ合理的であることについて了承され、一定の実効性があるものとして認められている。
- 2 今回の能登半島地震を踏まえ「島根地域の緊急時対応」は、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性が担保されていると考えるのか、また本県避難計画の改定の必要性の有無等について、本年4月に内閣府等に申入れを行っている。
- 3 今後も、国等における能登半島地震を踏まえた検証や原子力規制委員会における議論等を注視し、原子力安全顧問の意見も伺いながら、必要に応じて本県の原子力防災対策に反映させていく。